

前向きな事業や環境保全にかかる資金調達をバックアップ! 平成30年度兵庫県中小企業融資制度

保証料率 20%割引

のご案内

平成30年度兵庫県中小企業融資制度のうち下表の各制度について、保証料率を通常より20%割引しています。平成30年度からは、経営者保証なしでご利用いただくことができる「新規開業貸付(経営者保証免除貸付)」が新たに加わりました。この機会にぜひご活用ください!

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借対照表なし
通常の保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%



割引後の保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%	0.92%
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※特例保証を利用する場合は、別に定める保証料率が適用され保証料率割引の対象とはなりません
 (「創業関連保証」や「経営革新関連保証」などの特例保証を利用する場合、0.50%~0.60%の保証料率が適用されます。
 詳しくは裏面のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。)

【保証料割引対象制度】

(平成30年4月1日現在)

融資制度名	融資利率	融資制度名	融資利率	融資制度名	融資利率
第二創業貸付	1.10%	防災設備促進貸付	0.70%	ユニバーサル推進貸付	0.70%
事業応援貸付	1.10%	防災設備促進貸付(知事特認)	0.45%	新規開業貸付	0.45%
経営革新貸付	0.70%	商店街活性化貸付	0.70%	新規開業貸付(経営者保証免除貸付)	0.45%
海外市場開拓支援貸付	0.70%	空き店舗等再生貸付	0.45%	再挑戦貸付	0.45%
新技術・新事業創造貸付	0.70%	観光等設備貸付	1.10%	環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	0.70%
設備投資促進貸付	0.70%	旅館等雇用対策貸付	0.15%	最新規制適合車等購入資金	0.70%

融資制度の概要とお問い合わせ先は裏面をご覧ください。



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

保証料率20%割引の対象となる主な「兵庫県中小企業融資制度」の概要

融資制度名	融資 限度額	融資 利率	融資(据置) 期間	対象となる方
第二創業貸付	1億円	1.10%	10年 (2年)	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要(現在の事業をやめる場合は3年以上)
事業応援貸付	1億円	1.10%	10年 (2年)	・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取組みを行う方 ・創業または新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方
経営革新貸付	1億円	0.70%	10年 (2年)	・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・事業承継を行う方(法の認定を受けた中小企業者の代表者個人を含む)など
設備投資促進貸付	3億円	0.70%	10年 (2年)	・既存設備の更新を含む設備投資を行う方
防災設備促進貸付	3億円 (特認 15億円)	0.70% (特認 0.45%)	10年 (2年) (特認 15年 (2年))	・耐震改修など防災関連の設備投資を行う方
新規開業貸付	3,500万円	0.45%	7年 (1年)	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方 ・営業を開始して1年未満の方(既に他の事業を営んでいる方は対象になりません)
経営者保証 免除貸付	500万円			・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで原則同時に受けられる方 ※経営者保証免除貸付は経営者保証なしでご利用いただくことができます
環境保全・グリーンエネルギー 設備設置資金	1億円	0.70%	10年 (2年)	・県内に工場または事業場を有し、環境保全・グリーンエネルギー導入等のための設備の設置や工場の緑化を行う方
最新規制適合車等 購入資金	2億8,000万円	0.70%	10年 (2年)	・県内に工場または事業場を有し、最新規制適合車や低公害車の購入を行う方(現有自動車の解体廃車が必要(低公害車の購入の場合は不要))

●保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

●上表の各制度およびその他の割引対象制度の詳細につきましては、下記のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
経営支援室 創業・経営支援課		078(393)3920	兵庫県下全域(創業および経営支援業務に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡